

藤掛病院介護医療院 施設入所サービス利用契約書

利用者_____様（以下「甲」という。）と事業者 医療法人 馨仁会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する藤掛病院介護医療院（以下「当施設」という。）の施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が指定を受けた当施設において、医学的管理のもとで、看護、介護の援助により、甲がその有する能力に応じて日常生活を営む事が出来る様サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約は、令和 年 月 日から始まり、甲は第12条から第14条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用出来るものとします。

（運営規定の概要）

第3条 当施設の運営規定の概要（事業の目的、従業者の職種、員数及び職務内容等）、職員体制、サービス内容等は別紙重要事項説明書に記載した通りです。

（施設サービス計画の作成・変更）

第4条 乙は、当施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任を持って指導します。

- 2 担当介護支援専門員は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲の人間性を尊重した日常生活を営む事が出来る様、当施設の他の従業者と協議の上、施設サービス計画案を作成し、甲及び身元引受人又は代理人（以下「身元引受人等」という）に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 3 施設サービス計画には、当施設で提供する施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。
 - 一 甲の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 甲が施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、甲及び身元引受人等に説明し、その同意を得るものとします。

(施設サービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、甲に対し施設サービスを提供します。各種施設サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

- 2 乙は甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。また甲の求めに応じて閲覧及び謄写に対応します。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行う事とし、個人情報開示についての手続きの詳細は藤掛病院患者様の個人情報の保護に関する院内規則を適用するものとする。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 当施設は、甲又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 当施設は甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合には、事前又は事後速やかに、甲の身元引受人等に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 当施設が甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく甲の身元引受人等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のために施設サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力するものとする。

(苦情対応)

第8条 乙は、甲及び身元引受人等からの施設サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

(医療体制)

第9条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の病状、心身の状況等を把握させ甲及び身元引受人等に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。

- 2 甲は、他科受診する場合、乙に必ず申し出るものとする。

(費用)

第10条 甲及び身元引受人等は、サービスの対価として別紙の「重要事項説明書」の記載をもとに、計算された半月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。なお、サービス内容及び利用料の変更を行う場合には、甲又は身元引受人等にお知らせします。

- 2 身元引受人は、本重要事項説明書上の当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、甲と連携して支払う責任を負います。

(秘密保持)

第11条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその身元引受人等の秘密を洩らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 乙は、甲の同意なく居宅介護支援事業所等必要な機関に対して、甲又は身元引受人等の個人情報を提供しません。
- 3 乙は、甲が適切な介護サービス等が受けられるように、甲のかかりつけ医や介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等の職員と連携を図ります。その際、甲の担当職員に情報提供を求める場合があります。

(甲の解除権)

第12条 甲は乙に対し、退所の意思表明をする事により、本契約に基づくサービス利用を解除終了する事が出来ます。

(乙の解除権)

第13条 乙は甲に対し次に掲げる場合には本契約に基づくサービス利用を解除終了する事ができます。

- 一 甲が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- 二 乙が定期的に実施する検討会議において、退所して居宅で生活ができると判断された場合。
- 三 甲の病状・心身状態などが著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。
- 四 甲及び身元引受人等が本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。
- 五 甲が当施設の職員又は他の入所者に対して利用継続が困難となる迷惑行為等を行った場合。
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させる事が出来ない場合。
- 七 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性がきわめて高く、当施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止出来ない場合。
- 八 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがない場合。

(契約の終了)

第14条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護認定において自立（非該当）又は要支援となったとき。
- 二 甲が第12条により契約を解除したとき。
- 三 乙が第13条により契約を解除したとき。
- 四 甲において、病院に入院する必要が生じ、その病院において甲を受入れる態勢が整ったとき。
- 五 甲において、介護保険施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 六 甲が死亡したとき。
- 七 甲の所在が、2週間以上不明になったとき。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 乙は施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに身元引受人等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 乙の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害の賠償を速やかに行います。但し、乙に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合、損害賠償の額を減額する事が出来るものとする。

(契約外事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(身元引受人)

第17条 乙は甲に対し、身元引受人2名（内、1名は甲と生計が異なる支払い能力を有する成年者）を求めます。

- 2 身元引受人は次の責任を負います。
 - 一 甲が当施設を利用するに当たってサービス計画及び医学的管理上必要な説明を受け（意思）同意を表示する事。
 - 二 甲が当施設利用に当たって生じる費用の支払いに関する責任を負う。
 - 三 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力する事。
 - 四 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努める事。
 - 五 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとる事。

(利用者代理人)

第18条 甲は代理人を選任してこの契約を締結させる事ができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせる事が出来ます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする事に合意します。

(協議事項)

第20条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

また契約にあたり、甲が適切な介護サービス等を受けられるために、第11条2項および3項に定める通り、連携施設（かかりつけ医・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所等）に対して、目的の範囲内で甲の個人情報を当施設が使用する事に同意します。

藤掛病院介護医療院施設入所サービス利用契約書 兼
個人情報の取り扱いに関する同意書

令和 年 月 日

<利用者 甲>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

<身元引受人 ①> (利用者 甲との関係) _____

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印 _____

<身元引受人 ②> (利用者 甲との関係) _____

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印 _____

<代理人 (選任した場合) > (利用者 甲との関係) _____

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印 _____

<事業者 乙>

事業者 (法人) 名	医療法人 馨仁会
住 所	岐阜県可児市広見 876 番地
施 設 名	藤掛病院介護医療院
代表者名	理事長 藤掛 仁博 印